公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第12号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の表の改止前の欄に掲げる規定を同表の改止後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改止する。					
改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
1~8 略			1~8 略		
9 日吉津村			9 日吉津村		
機関	職		機関	職	
略			略		
村長部局	課長 会計管理者 出納		村長部局	課長 出納室長	
	室長				
略			略		
教育委員会事務局	教育長 課長 参事		教育委員会事務局	教育長 課長	
略			略		
10~28 略			10~28 略		
備考 略			備考略		
7/1 01					

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。